

リトルリーグ東北連盟関係者 各位

リトルリーグ東北連盟
理事長 安藤 智春
配信 事務局長 浅野 修一
(公印省略)

第17報 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動について

全国的にコロナ感染が急速に拡大し、東北連盟管轄でも「福島県・宮城県にまん延防止重点措置法」が発令されました。また県によっては「県独自の緊急事態宣言」が発令をされており、今後も更に発令されることが予測されます。

国、地方自治体の発令は、私達の活動に関する内容が変わって来ており、今回あらためて下記の通り整理を致しました。皆様には引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 緊急事態宣言（国からの発令 都道府県単位）の場合
東北連盟管轄内で発令された場合は内容を確認し、改めて連絡致します。
- 2 まん延防止重点措置法（国からの発令 市町村単位）の場合
現在はいわき市・仙台市に発令。
上記エリアの県協会は、市のホームページにてガイドラインを確認し、活動を検討して下さい。
確認事項は、小・中・高校の「学習活動・部活動について」です。
いわき市・仙台市では、「部活動の練習可。練習試合、他校との合同練習禁止」となっています。
この場合「リーグ主催大会、県協会主催大会は禁止」となります。
しかし、「県大会・東北大会・全国大会は除外する」と記載されている県もあるようです。
連盟理事、県協会役員の皆様は、市町村に確認を行い「大会開催・リーグ活動について」進めて下さい。不明な点がありましたら連盟執行部までお問い合わせ下さい。
- 3 県独自の「緊急事態宣言・非常事態宣言等 発令」の場合
現在は岩手県・宮城県（仙台市除く）・福島県（いわき市除く）
上記2と同様に対応をお願い致します。

*東北連盟の指針として、一律な案内が困難な状況であることをご理解頂き、皆様には引き続き「コロナ感染防止」にご協力をお願い致します。

以上

2021年8月18日

リトルリーグ
12 連盟理事長殿
同 事務局長殿

公益財団法人日本リトルリーグ野球協会
会 長 坂谷内 実 (公印略)

緊急事態宣言の地域拡大と期限延長について

政府は新型コロナウイルス感染拡大を受け、8月17日に東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、沖縄の6都府県に発令中の緊急事態宣言について期限を9月12日までに延長することを決めました。蔓延防止等重点措置を適応中の茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡の7府県にも今月20日から宣言を発令し、宣言対象地域は計13都府県となりました。

また、北海道を始め6道県に適用中の蔓延防止等重点措置も9月12日まで延長。今月20日からは宮城、山梨、富山、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島も対象に追加されました。

日本協会ではこれまでも発令、適用地域に対してリトルリーグ活動全般の活動について、感染防止対策の徹底を行い、練習時間の制限や県境を越えての移動、宿泊行事、部活動、大会開催の可否などは地域自治体、教育委員会、学校の方針や指針に従い、十分な対応をとることの要請をしてきましたが、今回の地域拡大と期限が延長されたことで改めて各連盟、リーグに活動自粛を要請します。